

山形県多文化共生社会推進事業費補助金 令和7年度 募集案内



◆県では、「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」や「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」に取り組む事業者、市町村、外国人住民支援団体に対し補助金を交付します。

補助対象者

企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村、外国人住民支援団体

補助金の額

上限 **25** 万円
(補助率 1 / 2、千円未満切捨て)

対象となる取組み

- ①「日本人も外国人も安心して暮らせる環境整備」の取組み
 - ・外国人住民を対象とした生活オリエンテーションの実施
 - ・生活に密着した情報の多言語化・「やさしい日本語」対応
 - ・外国人住民の防災対策 等
- ②「地域における日本人と外国人の相互理解・交流の促進」の取組み
 - ・日本人と外国人との交流会開催
 - ・外国人との円滑なコミュニケーションに向けた日本人向けの「やさしい日本語」の普及啓発 等

対象となるか迷う場合は、お気軽にご相談ください！

応募の詳細については、山形県ホームページから補助金交付要綱をご確認ください。



県ホームページトップページ
> 教育・文化 > 国際関係
> 多文化共生

<https://www.pref.yamagata.jp/bunkyo/kokusai/tabunka/index.html>

補助金の手続きの留意点

交付申請



事業実施



実績報告

1 次募集：

令和 **7** 年 **5** 月 **30** 日(金)

◆申請期限後も予算残額がある場合は、2 次募集または募集期間の延長等を実施する場合があります。



県の交付決定後の事業経費が補助対象となります。

- ◆補助金の概算払を受けることができます場合があります。
- ◆事業費の支出が確認できる証拠書類（帳簿や領収書等）、事業実施状況を撮影した写真を整理・保管してください。

事業完了後30日以内又は令和8年3月10日のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。

【申請書提出先及び照会先】

〒990-8570 山形市松波 2 - 8 - 1

山形県みらい企画創造部多文化共生・国際交流推進課 国際企画担当

電話：023-630-2129